

平成31年から適用
～上越市内農地(水田)の参考賃借料～

平成30年11月1日
上越市農業委員会

地 域	参 考 賃 借 料 (10a 当 たり)
合併前上越市 南部地域	12,000円
合併前上越市 中部地域	10,700円
合併前上越市 北部地域	11,500円
頸 北 地 域	10,600円
頸 南 地 域	10,400円

※合併前上越市北部地域と頸北地域は、激変緩和のため調整しています

留意事項

- ・参考賃借料は、契約に当たり参考としていただくためのものです。賃借料を拘束するものではありません。
- ・土地の形状や土地改良区の経費など個々の実情を勘案して、貸し手と借り手が十分話し合い、賃借料を決めてください。
- ・実際にあった1年間の契約の賃借料をまとめた「賃借料情報」も毎年作成していますので、あわせてご利用ください。

貸し手、借り手は十分な話し合いをお願いします！

参考賃借料の算定にあたり設定した条件等

《地域の設定等》

- ・ほ場整備や流動化が進む市内の「平場」を対象とし、地勢を考慮し、5地域について設定しました。
- ・10ha程度で主食用米を生産するケースを想定し、加工用米、飼料用米、大豆等は含めません。

《算定方法》

- ・粗収入から生産費用（育苗費・肥料費・農薬費・光熱動力費・農機具費・水利費・労働費など）と経営者報酬を差し引いた残額を参考賃借料としました。
- ・粗収入の算定は、10aの水田に「コシヒカリ」と「こしいぶき」を5割ずつ作付したと想定し、収量は上越市農業再生協議会が示した「非主食用米の認定の基準となる合理的な単収」を、また、単価は、JAから各農家に支払われる単価を使用しました。
- ・生産費用の算定は、JAや農業共済組合、各土地改良区のほか、北陸農政局発行の「新潟県農林水産統計年報」の数値を参考にしました。
- ・生産費用のうち、水利費は、ほ場整備等の工事にかかる償還金は含みません。

【参考数値（10a当り）】

地域 項目	合併前上越市 南部地域	合併前上越市 中部地域	合併前上越市 北部地域	頸北地域	頸南地域
地域別基準収量	547kg	547kg	560kg	539kg	533kg
地域別水利費	3,642円	4,945円	6,681円	3,502円	2,547円

※ 合併前上越市北部地域と頸北地域の基準収量は、前回からの激変緩和のため調整しています。

○検討経過

農業委員会で検討を重ねた後、「参考賃借料検討会」を開催し、県農業普及指導センターやJAえちご上越の担当者のほか、貸し手（農地所有者）、借り手（認定農業者）の6人の方から意見をいただき、その意見を踏まえ、再度、農業委員会で協議し決定しました。